

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	郡司 彰 (民主)	金子 恵美 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	主濱 了 (民主)	高橋 千秋 (民主)	山田 俊男 (自民)
理事	平野 達男 (民主)	藤原 良信 (民主)	澤 雄二 (公明)
理事	加治屋 義人 (自民)	舟山 康江 (民主)	谷合 正明 (公明)
理事	野村 哲郎 (自民)	米長 晴信 (民主)	紙 智子 (共産)
	青木 愛 (民主)	市川 一朗 (自民)	亀井 亜紀子 (国民)
	一川 保夫 (民主)	岩永 浩美 (自民)	(19. 10. 18 現在)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は本院議員提出1件、衆議院提出(農林水産委員長)1件の合計2件であり、いずれも可決すべきものと決定した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は保留とした。

〔法律案の審査〕

平野達男君外4名発議の**農業者戸別所得補償法案**は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、参考人から意見を聴取するとともに、民主党の選挙公約と本法律案との整合性、貿易自由化と本法律案との関連、米を主要農産物として対象に含めた理由、米に関する本法律案の需給調整と現行の生産調整との違い、農業者戸別所得補償金の算定方法、経費約1兆円の積算根拠と財源確保策、本法律案による食料自給率向上の実現性等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、被害防止

対策において鳥獣の保護管理に留意する必要性、専門家の育成や他の災害補償制度との連携等の総合的な取組の必要性等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月25日、農林水産に関する調査を議題とし、品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策との矛盾、品目横断的経営安定対策における地域ごとの交付金単価見直しの必要性、政府が備蓄米として買い上げた場合の米価下落防止効果、米国のバイオエタノール増産政策に伴う大豆等の価格高騰への懸念、厚生労働省によるBSE全頭検査一斉中止に係る通達撤回の必要性、食品偽装問題に係る農林水産省の体制強化や指導・罰則強化への取組、国産材の需要拡大に不可欠な施業集約化の取組状況、森林整備に要する地方の事業費負担の軽減策、WTO農業交渉及びEPA交渉に臨む大臣の決意、食料供給と競合しない形で国産バイオ燃料の生産振興を図るための法整備の必要性、都市農業の振興についての見解等について質疑を行った。

12月6日、農林水産に関する調査を議題とし、参議院選挙の結果を踏まえて農林水産行政の基本方向を見直す必要性、多様な経営体から成る我が国農業・農村の維持を困難にするおそれのある品目横断的経営安定対策を見直す必要性、米の生産調整の実効性を確保するとともに生産調整への行政関与を高める観点から主要食糧法を改正する必要性、米飯給食推進対策、飼料価格高騰等により厳しい経営下にある酪農の現状に対する農林水産大臣の認識、酪農生産基盤の縮小を防ぐための取組、農地・水・環境保全向上対策の地方負担軽減策、農業の多面的機能の発揮のため中山間地域対策を一層充実させる必要性、諫早湾干拓事業が周辺地域の農業や海域環境に及ぼす影響、中長期開門調査の早期実施の必要性、我が国の森林分野における地球温暖化防止対策、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い幹線林道事業が移管される地方への財政支援と事業ノウハウ継承の必要性等について質疑を行った。

12月18日、農林水産に関する調査を議題とし、日米次官級経済対話における米国産輸入牛肉の月齢制限緩和に関する議論の真偽、米国産牛肉の輸入条件緩和要求に対する政府の対応方針、米国産牛肉の輸入条件緩和に関して食品安全委員会にリスク評価を諮問する前に政府間協議を行うことの食品安全基本法上の問題点、農協への公認会計士監査制度の導入に対する大臣の見解、品目横断的経営安定対策の改善策の検討状況、集落営農に対する支援措置の見直し内容、平成20年度新設の「食品表示特別Gメン」と従来の監視体制との相違、食品の業者間取引における不正表示監視体制の在り方等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月18日(木)(第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年10月25日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 品目横断的経営安定対策に関する件、米価下落対策に関する件、米国のバイオエタノール増産政策に関する件、BSE検査に関する件、食品の偽装表示に関する件、森林整備事業における施業の集約化・効率化に関する件等について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕平野達男君(民主)、高橋千秋君(民主)、舟山康江君(民主)、加治屋義人君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

○平成19年10月30日(火)(第3回)

- 農業者戸別所得補償法案(参第6号)について発議者参議院議員平野達男君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月1日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業者戸別所得補償法案(参第6号)について発議者参議院議員平野達男君、同高橋千秋君、同舟山康江君、若林農林水産大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕主濱了君(民主)、藤原良信君(民主)、米長晴信君(民主)、野村哲郎君(自民)、山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年11月6日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業者戸別所得補償法案(参第6号)について発議者参議院議員舟山康江君、同平野達男君、同高橋千秋君、若林農林水産大臣、伊藤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕青木愛君(民主)、金子恵美君(民主)、市川一朗君(自民)、佐藤昭郎君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

○平成19年11月8日(木)(第6回)

- 農業者戸別所得補償法案(参第6号)について参考人北海道農民連盟委員長西原淳一君、東京大学大学院農学生命科学研究科長・農学部長・農業資源経済学専攻教授生源寺眞一君及び財団法人日本農業研究所理事・研究員岸康彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕米長晴信君(民主)、野村哲郎君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子

君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業者戸別所得補償法案（参第6号）**について発議者参議院議員平野達男君、同舟山康江君、同高橋千秋君、若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 亀井亜紀子君（民主）、藤原良信君（民主）、金子恵美君（民主）、牧野たかお君（自民）、山田俊男君（自民）、加治屋義人君（自民）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

（参第6号）賛成会派 民主、共産

反対会派 自民、公明

○平成19年12月6日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林水産行政の基本施策の在り方に関する件、森林整備促進に関する件、諫早湾干拓事業が農業及び水産業に与える影響に関する件、品目横断的経営安定対策及び農地・水・環境保全向上対策に関する件、カロリーベースの総合食料自給率のとりえ方に関する件、米価政策と米の生産調整に関する件、酪農経営の安定対策に関する件等について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 一川保夫君（民主）、亀井亜紀子君（民主）、金子恵美君（民主）、牧野たかお君（自民）、山田俊男君（自民）、紙智子君（共産）

○平成19年12月13日（木）（第8回）

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長宮腰光寛君から趣旨説明を聴き、同君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 紙智子君（共産）

（衆第17号）賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年12月18日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国産牛肉の輸入条件の見直しに関する件、品目横断的経営安定対策の改善策に関する件、食品表示監視体制の強化に関する件等について若林農林水産大臣、岸厚生労働副大臣、中川内閣府副大臣、岩永農林水産副大臣、小池外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 平野達男君（民主）、山田俊男君（自民）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成20年1月15日（火）（第10回）

- 請願第1229号を審査した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案 (衆第17号)

【要旨】

本法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいうこととする。
- 2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいうこととする。

二、基本指針の策定

農林水産大臣は、鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）に規定する基本指針との整合性をとりつつ、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に実施するため、次の事項を内容とする基本指針を定めることとする。

- 1 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
- 2 三の被害防止計画に関する事項
- 3 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

三、被害防止計画の作成

- 1 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、二の基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができることとする。
- 2 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないこととする。
- 3 被害防止計画は、鳥獣保護法に規定する鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画と整合性のとれたものでなければならないこととする。
- 4 被害防止計画には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針、当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類等を定めることとする。

四、対象鳥獣の捕獲の許可権限の委譲

被害防止計画を作成した市町村については、都道府県知事が有している農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣捕獲の許可権限を委譲することができる制度を設けることとする。

五、財政上の措置

国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずることとする。

六、鳥獣被害対策実施隊の設置

市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができることとする。

七、被害防止施策を講ずるに当たっての配慮

国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣等について、その保護が図られるよう十分配慮することとする。

八、鳥獣保護法の一部改正

鳥獣保護法を改正し、環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況等について定期的に調査をし、その結果を鳥獣保護法の適正な運用に活用する旨の規定を追加することとする。

九、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行することとする。

【附帯決議】

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が深刻化しており、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して緊急の課題となっている。

よって、政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を適切かつ効果的に実施するためには、その関連する業務に携わる者が鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について知識経験を有していることが重要であることにかんがみ、研修の機会の提供、技術的指導を行う者の育成その他の当該業務に携わる者の資質の向上を図るために必要な措置を適切に講ずること。

右決議する。

②参議院を通過し、衆議院において継続審査となった議案

農業者戸別所得補償法案（参第6号）

【要旨】

本法律案は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国にお

いては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付することにより、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「主要農産物」とは、米、麦、大豆その他この法律の目的の達成に資するものとして政令で定める農産物をいうこととする。

二、生産数量の目標

国、都道府県及び市町村は、毎年、農業者の意向を踏まえ、相互に連携して、それぞれ、主要農産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するとともに、生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めなければならないこととする。

三、農業者戸別所得補償金

1 販売農業者の所得を補償するための交付金の交付

イ 国は、毎年度、生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者に対し、その所得を補償するための交付金を交付することとする。

ロ 販売農業者は、販売に供する目的で農産物を生産する農業者として政令で定めるもの並びに農業生産活動を共同して行う農業者の組織及び委託を受けて農作業を行う組織のうち政令で定めるものをいうこととする。

ハ 交付金額は、主要農産物の種類別に標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本として定めた面積単価に、販売農業者のその年度における当該主要農産物の生産面積を乗じて得た金額とすることとする。この場合において、交付金の額の算定については、当該主要農産物の品質、その生産に係る経営規模の拡大及び環境の保全に資する度合並びに米に代わる農産物の生産の要素を加味することとする。

2 農業の生産条件の格差を是正するための交付金の交付

国は、毎年度、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件の不利な地域における生産条件とそれ以外の地域における生産条件の格差を是正するための交付金の財源に充てるため、地方公共団体に対し、交付金を交付することとする。

四、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律は、廃止することとする。

五、施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行することとする。